

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤

隆

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 三百五十四号
- 三 道路の区域

新旧 C	旧 B	旧 A	旧 新 別
加須市柳生字小屋口一六五六番 一地先から 同市向古河字下悪戸二四四四番 二地先まで	加須市柏戸字宮三九六番一地先 から 同市向古河字北通七四八番地先 まで	加須市柳生字下宿二五〇〇番一 地先から 同市柏戸字太田一九九四番一地 先まで	区 間
一一・五〇〃 一三六・五〇	一一・六〇〃 四三・〇〇	七・九〇〃 八四・五〇	敷地の幅員 (メートル)
四一五八・〇〇	一四七一・六〇	四〇七二・〇〇	延長 (メートル)
	旧Bは県道佐野古河線として管理する。	旧Aの一部は加須市に引継ぐ。他、一部は県道加須北川辺線として管理する。	備 考